

ID: 1003

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	中止命令等（当該権限に係るものに限る。）		
例 規 名 根 拠 条 項	新潟県立自然公園条例 第15条第1項		
例 規 番 号	昭和43年 新潟県条例第28号		
<p>【根拠条文】 (中止命令等)</p> <p>第15条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第12条第3項の規定、第13条の規定により許可に付せられた条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日